様式第１号（第8条関係）

（第１面）

　　令和　　年　　月　　日

（宛先）

飯塚市長

申請者 郵便番号

住　　所

　　 　　（※）

生年月日　明治・大正・昭和・平成 　　年　月　日

性　　別

電話番号

　　 （※）法人の場合は押印してください。法人以外でも本人

（代表）が手書きしない場合は、押印してください。

**飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書**

飯塚市補助金等交付規則及び飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱を承知のうえ、令和　　　年度の標記補助金の交付を受けたいので、同要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の目的及び内容

飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第2条第2号に定める性能向上改修工事、又は第2条第3号及び6号に定める建替え等に伴う除却工事。

２　補助対象工事の着手予定年月日　　　　　　令和　　　年　　月　　日

３　補助対象工事の完了予定年月日　　　　　　令和　　　年　　月　　日

４　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

※「６　交付申請額の算出方法」の④欄の額を記入

５　利子補給制度利用の有無　　　　　　　　　　（　　有　　・　　無　　）

（第２面）

６　交付申請額の算出方法

・性能向上改修工事を行う場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 算出項目 | 算出額 | 算出説明（算出式） |
| 補助対象工事に要する費用　　　　① | 耐震改修工事分 |  | 円 | 補助対象工事に要する各々の経費で、建設会社等に支払う予定の額（税込） |
| 省エネ改修工事分 |  | 円 |
| 補助基準額　　　　② | 耐震改修工事分 |  | 円 | ＝①×２５％（1,000円未満切捨） |
| 省エネ改修工事分　　　　　　  |  | 円 |
| 補助上限額　　③－１（利子補給制度を利用しない場合） | 耐震改修工事分　　　３０万　円省エネ改修工事分　　１５万　円合計（最大）　　　　４５万　円 | 飯塚市 |
| 補助上限額　　③－２（利子補給制度を利用する場合） | 耐震改修工事分　　　１５万　円省エネ改修工事分　　１５万　円合計（最大）　　　　３０万　円 | 飯塚市 |
| 交付申請額　　　　④ | 耐震改修工事分 |  | 円 | ②③欄の各々の経費の額のうち、低い額を記入し、合計する |
| 省エネ改修工事分 |  | 円 |
| 合計 |  | 円 |

・建替え等に伴う除却工事を行う場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 算出項目 | 算出額 | 算出説明（算出式） |
| 補助対象工事に要する費用　　①＊耐震改修に要する費用と除却に要する費用を比較し、低い方の額を記入 |  | 円 | 補助対象工事に要する経費で、建設会社等に支払う予定の額（税込） |
| 補助基準額 ② |  | 円 | ＝①×２３％（1,000円未満切捨） |
| 補助上限額　　　③ | ３０万　円 | 飯塚市 |
| 交付申請額　　　④ |  | 円 | ②③欄の額のうち、低い額を記入する |

（第３面）

７　補助対象住宅等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 建築時期 | 明治　・大正　・　昭和　　　年　　　月 |
| 構造 | 木造　　　階建て |
| 規模 | 延べ床面積　　　　　　　　　　㎡（うち、住宅の用に供する部分の床面積　　　　　　　　　㎡） |
| 所有者 |  　　　　（申請者との関係： 　　） |
| 居住者 |  　　　　（申請者との関係： 　　） |
| 他補助金制度の利用 | * あり
* なし
 |

８　添付書類

1. 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等が分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者1名分を添付すること。）

 (2) 建築完了検査における検査済証の写し、又は補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類

 (3) 耐震診断結果報告書

 (4)-1 性能向上改修工事を行う場合

・耐震改修工事に係る耐震補強計画書及び経費が確認できる耐震改修工事見積書

・省エネ改修工事見積書

(様式自由。見積書は建設会社等の押印のあるものに限る。）

　　　・耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（利子補給制度を利用する場合）

 (4)-2 建替え等に伴う除却工事を行う場合

　　　・除却（解体）工事見積書

　　　・耐震改修工事に係る耐震改修工事見積書（添付が可能な場合）

(様式自由。見積書は建設会社等の押印のあるものに限る。）

　　　・除却工事後、居住する住宅について地震に対する安全性が確認出来る書類（建て替え・住み替えの場合）

　　　・除却工事をする空き家を相続又は遺贈により取得した日付が確認できる書類（空き家の相続等の場合）

 (5) 市税等(国民健康保険税を含む。)の納税義務者は、市税等の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）

 (6) その他市長が必要と認める書類